平成２２年（フ）第５３号
福岡県大牟田市小浜町45番地20小浜県営住宅４棟203号
債務者　吉村　健一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５４号
福岡県大牟田市小浜町45番地20小浜県営住宅４棟203号
債務者　吉村　千鶴
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２９号
長崎県諫早市日の出町７番18号、前住所長崎市文教町12番３―602号
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
長崎県諫早市多良見町化屋1760番地１
債務者　髙辻　敬喜
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
長崎県諫早市仲沖町５番１号　わかば荘７号室、前住所長崎県諫早市真崎町85番地
債務者　久田　直美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
長崎県諫早市久山町1396番地４　清香アパート203号、前住所北海道小樽市銭函１丁目19番113号　銭函西団地１号棟
債務者　渋木　藍子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
長崎県諫早市鷲崎町513番地２　サンハイツサトウⅡ102号、前住所長崎県諫早市多良見町舟津1269番地５
債務者　溝本　照子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
長崎県大村市古賀島町133番地２　古賀島アパートＢ棟306号、前住所福岡市南区大楠１丁目18番４―205号
債務者　音西愛久美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
長崎県大村市玖島３丁目700番地１ガーデン池ノ坊Ｂ―203号、前住所福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―532号
債務者　森　亜希子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
長崎県諫早市早見町430番地１
債務者　上﨑　明美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
愛知県豊橋市牛川通５丁目４番地１　405
債務者　上城　種夫
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５４号
香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション302号
債務者　小田　孝博
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５５号
香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション302号
債務者　小田佐智子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５３号
岩手県遠野市小友町43地割150番地
債務者　松田　裕人
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
岩手県釜石市甲子町第15地割78番地10
債務者　梁川ヱミ子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４８号
千葉県四街道市鹿渡827番地４
債務者　大谷　久恵
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０３号
千葉県船橋市二和東５丁目22番17―401号
債務者　常盤知恵子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係